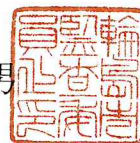


輪島市監査公表第11号

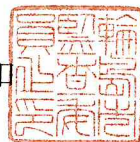
平成30年11月7日付発監査第211号の監査結果報告に基づき、輪島市長より措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、次のとおり公表します。

平成30年11月14日

輪島市監査委員 高野 哲男



輪島市監査委員 漆谷 豊和





発 都 第 302 号
平成30年11月12日

輪島市監査委員 高野 哲男 様
輪島市監査委員 漆谷 豊和 様

輪島市長 梶 文 秋



定期監査等の結果に基づく措置の通知について

定期監査等の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知いたします。

(別 紙)

監査対象機関 建設部 都市整備課

監査執行年月日 平成30年10月31日

監査の結果	措置の内容	措置状況
① 公営住宅使用料の滞納について 市営住宅については極力悪質な滞納者の減少に努力している。引き続き滞納額削減に向け取り組まれたい。	再三の納付依頼にも応じない滞納者には、裁判所より支払い督促をしてもらう等を取り入れ滞納額の削減に努める。	措置済